



せきまえ防災

第5号の発行にあたり

10月7日の夜に久しぶりの大きな地震がありました。幸いなことに関前は震度3ということでしたが、ぐっすりと寝ていた犬や猫たちも人と一緒に飛び起きて辺りを見渡しておりました。飼い主の反応に驚いただけなのかもしれませんが、彼らも怖かったことでしょう。

これまで、第1号で「避難所生活ではペットの同伴居住ができない」点などはお伝えして参りましたが、今回は避難所におけるペットの取り扱いとペットのために普段より準備しておいた方が良い物についてお知らせをいたします。

ペットとの避難所生活

同行避難と同伴避難について

武蔵野市の方針では避難所へのペットの持ち込みについては、居住スペースまでは認めていません。

関前地区についてもこの方針を遵守し、避難所にペットの「同行避難」(ペットを避難所に連れてくること)については可としますが、居住スペースでの「同伴避難」は不可とします。

※但し、盲導犬、介助犬、聴導犬はペットとしては見なされません。



また、大前提となってしまうのですが、対象のペットは犬や猫などといった小動物で特殊なペットは対象外となっていますのでご注意ください。

避難所における飼育スペース

避難所ごとにペットの飼育スペースを確保しますが、場所も限られていることから必ずしもペットに良好な環境は確保できません。

現在、想定している場所は屋外駐輪施設となります。屋根はあるものの風をさえぎる壁のようなものはない場所となります。

飼育スペースには、飼い主が用意したケージ(空間を仕切り、飼育可能な物)を置き、飼育に必要な物資調達を含め、飼い主がこの場所を利用してすべて面倒を見ることが条件となります。

こうしたことから、家が半壊でも、住み慣れた家の方が良い環境を維持できる場合には避難所へ同行

せず、ペットだけは自宅で生活をさせて、できるだけペットにとっても良い環境を維持できる自宅避難を推奨しています。

避難所での受け入れ

「せきまえ防災」第1号、第2号でも触れましたように、避難所への入所受付時には、「避難者カード」に必要事項を書きいただきますが、この中で入所者のペットの飼育の有無について確認をしています。

避難所への同行避難をしていない場合にもペットの状況をカードに書くことになっており、発災時のトラブルでペットが行方不明になった場合や自宅避難で家に置いてきた場合もこの情報を記録するようにしています。

また、同行してきたペットについては、ケージ等避難所内の飼育スペースで飼育に可能な物資を持っていることが確認できたら、「ペット等受付簿」へ記録し入所手続きとなります。

「ペット等受付簿」に記録をする内容

- ①ペットの名前
- ②動物の種類(犬、猫等)
- ③品種
- ④性別
- ⑤特徴
- ⑥市へ登録の有無
(犬の場合のみ)
- ⑦狂犬病の予防接種
- ⑧飼い主の連絡先
(氏名・電話・住所)

